

当法人は、日本の鉄の歴史文化の研究及び公開に関する事業、並びにこれらに関する地域振興に関する事業を行うことにより、日本の伝統文化の継承と創造に役立つ人材を育成し、地域社会の文化経済的振興を図るため、平成 26 年度は次の事業を行う。

## ●事業内容

### 1. たたら製鉄の歴史と技術を保存、公開、実践することで日本の鉄文化を保護継承していく活動 (公益目的事業)

#### 1) 講演会の実施

鉄の歴史文化、歴史資料の研究成果公開のため、鉄の歴史村フォーラム及び博物館講座を開催する。

##### ①鉄の歴史村フォーラム 2016 の開催

テーマ：菅谷たたらとともに生きる

期 日：11月5日（土）

場 所：吉田健康福祉センター（雲南市吉田町）

##### ②博物館講座

第1回博物館講座「鉄製武具と魔祓儀礼」（4月24日）

第2回博物館講座「未定」（8月28日）

第3回博物館講座「実践民俗学を提唱して46年」（10月2日）

#### 2) 体験事業

鉄文化を育んだ地域を知り、後世に伝承する人材を育成するため、次の事業を実施する。

##### ①うんなんこども冒険団

趣 旨：子どもたちが“楽しみながら学ぶ”をキーワードに、鉄づくりを中心とした体験をすることによって地域の自然や人間の技術を知り、理解する機会とする。

期 間：随時

対 象：小学生

プログラム：刃物づくり

##### ②ものづくり大学

###### ア) 小だたら操業体験

内 容：小型のたたら炉で鉄づくりをし、短時間で鉄ができるプロセスを学ぶ

期 日：随時

場 所：和鋼生産研究開発施設

###### イ) 五寸釘のペーパーナイフづくり体験

内 容：鉄筋や端材、釘などでペーパーナイフ作成

期 日：随時

場 所：たたら鍛冶工房

###### ウ) 和鋼刃物づくり体験

内 容：和鋼を使って火づくり、成形、熱処理、研ぎまでの刃物づくり

期 日：随時

場 所：たたら鍛冶工房

##### ③鉄・体感イベントの

ア) たたら芽吹きまつり

内 容：菅谷高殿にある桂の木の芽吹きの時期に合わせ、山内生活伝承館周辺を会場にたたら芽吹きまつりを実施する。

(小だたら操業、写真展、テント村、たたら火焔太鼓上演など)

期 日：3月下旬

場 所：菅谷たたら山内および山内生活伝承館周辺

イ) たたら火焔まつり

内 容：春に実施するたたら芽吹きまつり同様、たたら文化を知り、体感していく機会として、体験型のまつりを実施する。

(小だたら操業体験、餅つき体験、テント村、たたら火焔太鼓上演など)

期 日：11月

場 所：菅谷たたら山内および山内生活伝承館周辺

ウ) 情報発信

内 容：菅谷たたら山内の散策マップやガイドの副読本を作成し、誘客を図る。

3) 公開展示施設の運営と活用

展示公開施設の管理運営と同施設における特別展、作品展を実施する。

①企画展・作品展の実施

ア) 鉄の歴史博物館企画展（5月～7月、2月～4月）

イ) 鉄の未来科学館企画展（6月～8月）

ウ) 鉄の歴史博物館創作館の活用（随時）

②委託管理業務

ア) 菅谷たたら山内および周辺施設

イ) 吉田町郷土文化伝習施設（鉄の歴史博物館）

ウ) 鉄の未来科学館

エ) 地域特産品処理加工施設

4) 表彰、コンクール

地域の魅力を再発見するため、フォトコンテストを企画し作品を募集する。

①鉄の歴史村フォトコンテスト2016（仮題）

目的：風景、人物など幅広い作品を募集して吉田町の魅力を再発見する。

期間：8月～12月

2. 博物館等公開展示施設における商品の販売（収益事業）

1) オリジナル商品の開発、販売

和鉄を使ったオリジナル商品を開発し、展示公開施設および観光施設において販売する。

①和鋼小刀

②和鋼を使った土産物

③地域の観光資源をモチーフにした商品の販売

2) 委託商品販売

交流のある刃物産地の商品の委託販売

- ①岐阜県関市
- ②高知県香美市
- ③新潟県燕三条市

### 3. 管理部門

#### 1) 賛助会員の確保と普及活動

当財団の目的と事業を理解していただき、賛同する会員を募集する。会費は公益目的事業 50%、管理部門 50%とする。

- ①会員募集 — 個人会員（年会費一口 5,000 円）、団体会員（年会費一口 30,000 円）
- ②賛助会誌発行 — 賛助会誌紙「たたらの山里だより」の発行（年 3 回）

#### 2) 理事会の開催

- ・開催時期：平成 28 年 6 月および平成 29 年 3 月  
そのほか必要な場合に随時臨時理事会を開催
- ・主な決議事項：平成 27 年度事業報告及び収支決算の承認  
平成 29 年度事業計画及び収支予算承認の件  
その他法令又は定款で議決を必要とする事項

#### 3) 評議員会の開催

- ・開催時期：平成 28 年 6 月および平成 29 年 3 月  
そのほか必要な場合に随時臨時評議員会を開催
- ・主な決議事項：平成 27 年度事業報告及び収支決算の承認  
平成 29 年度事業計画及び収支予算承認の件  
その他法令又は定款で議決を必要とする事項